

完了実績報告書の提出について（令和5年度補正予算）

- **補助対象期間**：車両は令和6年2月1日から令和7年1月31日までに新規登録をされたものが対象
：充電設備は交付決定後に発注され、令和7年1月31日までに設置されたものが対象
- **交付申請受付期間**：令和6年3月8日から令和7年1月31日まで
- **完了実績報告期限**：補助事業が完了したその日※から起算して30日を経過した日まで

